

第3回岐阜県山岳遭難防止対策検討会 議事録

日時：平成26年3月24日（月）13：30～

場所：飛騨振興事務所 特別会議室

（事務局）

進行：尾崎危機管理課長

あいさつ：石原危機管理統括監

資料説明：尾崎危機管理課長

（木下座長）

それでは議事を進めさせていただきます。

本日は期末の忙しい中、遠路からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

研究会も今回で第3回目となるわけですが、先ほどあいさつでもお話がありましたように、昨年の山岳遭難事故は過去最多の遭難件数を記録したことから、新しい対策が必要ということでこの研究会が発足し、いろいろと議論をしてきました。今までの2回にわたるご意見については、県の事務局でまとめていただきましたので、これについて課題ごとに順次説明をいただき、それについて皆様に議論していただき、さらに検討を深めていきたいと考えております。22日には、涸沢岳で遭難事故が発生して、残念ながら1名がなくなっております。また、揖斐の方にお聞きしますと、揖斐でも遭難事故があったという話を聞いております。さらに、これから雪が解けて登山シーズンに入ってくると、登山者も多くなってきますので、シーズン前に新しい対策を決めたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- 資料説明
- 1 遭難事故の現況
 - 2 遭難者が多い地域に、早急な重点的対策を
 - 3－（1）登山届等の指導強化

（座長）

ありがとうございました。

只今、お手元の資料に基づきまして説明をいただきました。

昨年の遭難事故は過去最多を記録したことから、遭難事故の多い北アルプスの蒲田川筋地域を中心に対策強化していく必要があるとのことです。また、4月3日には、新しく新穂高センターが開設される予定とのことで、ここを拠点にして指導強化をしていきたいという内容であります。新たな遭難防止対策の一番目として、登山者の多い夏山、秋山シーズンには、指導員を常駐化し登山届提出等について指導を強化していきたいとのことです。県内に白山、御嶽山をはじめ、美濃地方にも山はたくさんありますが、特に遭難事故が多い地域から対策を講じていきたいとのことです。これについて何かご意見はありますか。

特に、意見は無いようですので次に進みたいと思います。説明をお願いします。

（事務局）

- 資料説明
- 3－（2）登山届提出を義務付ける県条例の制定

(座長)

只今、登山届に関しまして説明をいただきました。

第1回、第2回の研究会におきましても、遭難事故の防止には登山届の提出が重要ではないかとのことで、従来のガイドライン（ガイドブック）では効果は薄いのではないかとのことから、やはり条例による義務化をすべきではないか、義務化の中でも部分的には罰則も検討するべきではないかとの意見もいただきました。

これについて更にご意見がありましたら、お願いします。

(滋野)

登山届の提出を義務化するのは、遭難事故の現状からは仕方がないと思いますが、一番問題なのは、罰則となってくると大変難しい点も出てきますので、しっかりと慎重に検討していただきたいと思います。

(座長)

一律に罰則というと、登山者も入山を躊躇してしまうという側面もあります。義務化する本来の理由は、楽しく登山してもらうために義務化するということとの兼ね合いもありますので、その中で罰則をどう位置付けていくかという点に関しましては、事務局でしっかりと検討していただくということになると思いますので、お願いしたいと思います。

(統括)

いま、お話が合ったように、全部の範囲で義務化・罰則というのは、長野県側からの登山者も多くありますので難しいかと考えています。

資料にも書いてあるように、罰則につきましては、特に命落とす可能性が高い危険な場所、遭難事故が多発している危険な地域を限定する、あるいは、季節も冬山になると命を落とす危険性も大変高くなってきますので、そういったところに地理的、時期的な定をすべきではないかと考えています。

限定する地域、時期につきましては、また今後ご意見を伺いながら決めていきたいと考えております。

(座長)

北アルプスの危険性も、登山者側として私もよくわかります。危険性が高く、限定する地域としていま頭に浮かぶのは、穴毛谷、滝谷といったものがあげられます。それと、西穂高～奥穂高岳の間は、地図には登山道として載っていますが、北アルプスでは一番困難な登山道、いわば上級者向けのエリアという認識でありましたが、最近では、その認識が崩れてきて、初心者の方が知らずに入ってきて遭難に合うといったケースも目立ってきております。そういった地域について、さらに縛りをつけるべきではないかとの意見もありましたので、法律の専門家などともよく相談し、決めていただきたいと思います。

届出について、ほかに意見はありませんか。

(竹腰)

これから条例化をするという方向で検討が進んでいるのですが、条例化をすることによって登山届の提出が増えた場合、これを回収して取りまとめをしていかなければならないと思うのですが、その業務が大変だと考えます。この業務をどこが責任を持って行っていくのかということはまだ決まっておらず、これから決めていくのだと思いますが、どこがどのような形でまとめていくかという部分についても、条例で明らかにしておいた方が良いのではないかと思います。

(座長)

条例化すると、一気に登山届も増えてくると思います。

条例を制定することによって遭難事故を防止しようというのであれば、登山届の中身のチェックもすることが必要ではないかということも考えられますので、これらを行うシステムづくりも重要だと思いますので、事務局でよく検討していただきたいと思います。

(竹腰)

登山届の受理は、今までは特に登山届に関する規定もなかったことから、便宜上、遭対協の事務局か、県警の山岳警備隊の方が行っていたのですが、遭対協には事務職員もおりますが登山届の取りまとめの専属ではありませんし、山岳警備隊にもこれを専属で行う方もおりませんので、条例となった場合には、どのような体制でどのようなシステムでやって行っていくのかということをしかりと決めて条例で明らかにしておくべきだと思います。

(統括)

登山届の条例化と、指導体制の強化に関してはセットと考えておりますので、セットで実現するよう進めていきたいと考えております。

(岩塚)

登山届受理のシステムの関係ですが、条例で明らかにしておくだけでは解決されるものではないので、そのシステム自体を具体的に考えなければならないと思います。山岳警備隊も、今は便宜上、登山届の取りまとめを行っていますが大きな負担でありますので、条例化により登山届が増えてきた場合には、取りまとめが出来なくなってしまう恐れも考えられますので、条例化する県でしっかりとシステムを考えていってほしいと思います。そのシステムがないと、条例も意味をなさなくなってしまうと思われま。

(統括)

捕捉で説明させていただきますが、事前に指導できる対象とする登山届は、何日前までに提出されたものは可能であるという事務的な限界もあります。登山者の大半は、仕事の合間を縫って登山されているという現状から、多くの方は登山直前の提出が多いので、これについては遭難事故発生時の対応に活用させていただくという対象にするしかないと思われま。何日も前に提出されたものは時間的余裕もありますので、どのように指導していくかなどの運用は、実態をみながら検討していきたいと思っております。いずれにしても、条例による義務化と指導体制の強化はセットと考えておりますので、順次進めていきたいと思っております。

(座長)

体制づくりに関しては、インターネットや登山届ポスト等のいろんな提出方法、事前に出されり登山口で出される等いろんなケースがありますので、全てチェックするのは難しいと思っておりますが、できる限りやっていたらいいよう、現場の意見も良く聞いて進めていっていただきたいと思っております。

(村上)

資料の中にもあるのですが、北アルプスは県境にあり、登山者も岐阜県から入って長野県に下山するとか、

長野県から入って岐阜県に下山する場合があります。条例化された場合に、登山にはいろんなケースがありますので、これにどのように対応していくかについて、一番混乱するのは県境に立っている山小屋などの現場が一番混乱すると思われますので、より慎重に考えていただきたいと思います。現実には、町の条例などで実際に県境の取扱いについてトラブルになっている事例もありますので、慎重に検討していただきたいと思います。

(座長)

北アルプスは県境をまたいでいますので、長野県、富山県とはよく連携してほしいと思います。

(統括)

登山届の提出に関しては長野県も指導しており、根拠の有る無しに違いがあれども、基本ベースは変わらないと思います。ただ、罰則の点については差は出てきますが、これも危険な地域、危険な時期に限定をかけて行っていきたいと考えております。これらを含めて、事務的に特に長野県とは連携を取りながら行っていきたいと考えております。

(座長)

よろしくをお願いします。

先般、山岳連盟の集まりがありまして、指導員クラスや一般の会員が出席したのですが、その場で登山届について意見を聞いてみました。皆さん、登山届は必要なものであり、義務化されても当然だという意見がほとんどでした。登山届は、自分自身のためになるものであり、事前に自分の計画をしっかりとチェックしてから入山するというのは当たり前という意見でありましたので、紹介させていただきます。

他に意見がありましたをお願いします。

(橋本)

私は、揖斐川町で消防団員として、遭難事故発生時の捜索、救助にかかわっております。

入山届、登山届については揖斐川町でも提出する箱が置いてありますが、あまり活用されておらず、登山届というものはあまり重視されていないのが現状であります。しかし、揖斐川町の山には溪流釣りに入るものや山菜取りに入るものなどいろんな方が山に入り、また、1300m程度の低い山でも稜線を歩いて他の山へ行けることなどから、遭難が発生するとなかなか見つからないものであります。

今後は、低い山に対する遭難防止対策についてもいろいろ検討していただきたいと考えております。

(座長)

揖斐川町の山というか、美濃地方の山も北アルプスとは違ったファンも多いと聞いております。

山岳連盟の方でも、登山届の話をしたとき美濃地方の山は、金華山はどうなるんですかというような話もできました。1300mの低い山においても事故が発生しておりますので、今後検討していく必要があると思います。

(大野)

条例に関してですが、私としては、第一に登山は自由という基本理念は崩すべきではないと考えております。

ただ同時に、登山を行うに際しては、安全を確保した形で登山を行ってもらわなければならないということ、また、仮に事故が発生した場合に県としてはこれを放置しておくことはできませんので、適切な対応していか

なければならないということから、前回の研究会において、登山届を義務化することを条例で定めてはどうかということをご提案させていただきました。ただし、先ほども述べましたように「登山は自由」が原則であるため、一定の場合を除いては努力目標にとどめるべきではないかと考えております。

届出についてですが、遭難防止の観点からしては、やはり事前提出が望ましいと思います。つまり、先ほど事務局から報告がありましたように、行程、ルート、装備を確認することによって、事故を回避できる可能性が高まるのではないかと、すなわち、登山者自身が自覚することが重要ですので、事前の提出が原則になると思われれます。ただし、事前の提出をお願いする以上は、チェックが困難であるということになると、やはり提出は見込めないということになります。ここで強調したい部分としては、岐阜は届出に関して日本で一番提出しやすいフォーマットを作成することはできないだろうかということ。また同時に、インターネット等を活用した提出方法を検討していただければと思います。フォーマットに関しては、事故が発生した場合にいかなる情報が必要なのか、つまり、必要最少限度の必要な内容について、登山あるいは救助のスペシャリストの方と検討していただき、できる限り簡易にこれらが備わっているものが出来れば提出率も上がってくると思います。しかし、提出することに意味があるということを見ると、事前提出を原則とし、例外的に直前でも提出できるような方策をこれまで以上に検討する必要があると思います。幸い、新穂高センターができるということもあるかと思っておりますので、この運営に積極的に関与していけば今まで以上の提出も見込めるかと思っております。

ただし、あくまでも直前は例外というように位置付ける方が妥当かと思っておりますので、事前提出であるということの認識を登山者に持っていただくために広報活動を積極的に行う、あるいは、講習会等を定期的に開催するという事も合わせて検討していただければならないと考えます。

これまでの意見に対するコメントですが、罰則を設けることについては、やはり生命、身体を保護することとのバランスを十分考える必要があります。事務局からも説明がありましたように、場所や時期などの危険性を慎重に考慮しながら、できる限り限定をかけるということが重要になってくると思います。そのような意味で罰則というのは前回も話しましたが、行政罰の範囲になってくるであろうと思います。具体的な中身については、これから検討ということになりますが、登山届を出していただくという意味で、しっかりとその認識を持っていただける程度のものである必要があります。ただし、不必要な適用事例が多発することも問題になりますので、そのバランスも重要になってきます。つまり、自由が原則であるため、過度に適用されないような中身にすることが重要であります。それと、先ほど条例制定後の対応ということで話がありましたが、これは私個人としての意見ですけれども、コスト面からしますと遭難が発生した場合に対応するよりも、事故前の対応の方が安価ではないかと考えます。つまり、システム化の方が、簡易かつ安価にできるのではないかと考えています。そのような意味では、内容を明文化するのももちろんですが、先ほど強調させていただいたように、届出のフォーマットをできる限り、最低限なものにしなければ処理も困るだろうということだと思っておりますので、事後のシステムの面からも最少の登山届が出来ればと考えています。

次に、県境をまたいだ場合のケースについてですが、例えば長野県から入山された場合、長野県に条例はないとしても、届出に関しては指導されていると思われるため、もし長野県で出されているようであれば再提出を求めるものではない、一回もらえば良いということで、最少の形でできるように明らかにしておいた方が良いと思われれます。岐阜県側からは安全な形で登山ができるということになれば、おそらく他県も整備をしていくのではないかと考えます。そのような意味で、過度な負担にならないようにということをご原則として考えていただきたいと思います。

また、提出後に状況が変わることもありますので、現地の情報を積極的かつ広範に流してもらえような対策の検討が必要と考えます。これらを含めた届出の条例を検討していただければと思っております。

(座長)

登山届のフォーマットについても最低限の内容で、出しやすいものが必要とのことでした。

また、提出時期につきましても、直前に計画を立てて提出というものが多いいと思います。できれば、事前に計画を立て提出していただくのが理想ですが、そこまで限定できるのかという点について私としては難しいと考えますが、これについて何か意見があればいただきたいと思います。

(大野)

新穂高センターが出来ることから、何か今までにないような新しい対応ができれば事前に提出できない方への対応ができるのではないかと思います。

事前提出の義務化は、困難ですので、届出をしていただくことであって、可能な限り事前に提出していただいた方が良く、ただし義務化は事前に提出できない方に対しては、提出することに意味があるので、提出していただくためにどのような対策を取るのかということを検討していただければと思います。

(座長)

フォーマットに関しては、個人的に登山した際に長野県北アルプス北部の登山者カードをいただいていたのですが、これには地図が入っており、コースを簡単にかけるようになっております。これらを参考に、簡易に記載できるようなフォーマットを研究していただければと思います。

簡易なフォーマットが出来れば、チェック体制の軽減化にもつながりますので重要であると考えております。

(竹腰)

今後、新しい登山届のフォーマットも考えられると思いますが、これのどこかに事前提出の内容も入れて作れば効果があるのではないかと思います。

そうすれば、次回出すときにアピールできますので、いろんなアピールの方法も検討していくべきだと考えています。

(袖垣)

先ほどから話に出てきている新穂高センターについてですが、高山市が4月3日にオープンのセレモニーを行う予定であります。引っ越しについても多少の荷物入れ程度は進めているのですが、セレモニー終了でないと本格的に準備できないのが現状です。

先ほどから話が出ております、登山届を提出しやすい環境づくりにつきましても、まだ現実に新穂高センターに入っているわけではありませんので、どれくらいの登山者が訪れてくるのかも想像がつかない状況ですので、登山届の記載スペースの確保など、これから検討していかなければならないと思っております。ただ、新穂高センターに入れば、登山指導センターも工事前と同じ場所になりますので、登山者にわかりやすい場所であることから、セレモニー終了以降は、しっかりと活用できるように環境を整えていきたいと考えています。

(座長)

先ほど、大野委員の話に戻りますが、コスト面からみれば事前に登山計画をチェックし、計画に不備な点があれば指摘できますので、遭難が起きる前に防ぐことができることから、コスト面で大きいメリットがあるという話がありましたが、この点について事務局の方で、事前チェックについても考えていただきたいと思います。

また、提出のPRについて、最近では外国の方々の登山が増加しているようであり、登山標識に外国語が書

いてあるのをよく目にしますが、登山届の提出に関しても外国人向けのPRも検討して実施して行ってほしい
と思っております。

(袖垣)

今後、遭対協でパンフレット等を作成する場合は、英語や韓国語等を入れたものを作成するよう検討している
ところではありますが、看板についてまでは、それほど多くの言葉を書くことはできないだろうと思います。
書類的なものに関しては、いろんな言葉を入れようと考えています。

(座長)

今、日本へは韓国の登山者がすごく増加しています。韓国の登山人口は大変多く、登山技術も少しレベルア
ップすると北アルプスが目標になっており、その中でも、冬山はヒマラヤ等への登山に向けてのトレーニング
の場となってきております。こういった現状から、登山届の様式や登山届提出のPRについて、こういった現
状も踏まえて考えていっていただきたいと思います。

(袖垣)

登山届の様式の中にも、携帯電話を書くような項目が設けてあり、ほとんどの登山者が携帯電話を持って登
山されていますが、北アルプスの中には、今も携帯電話が通じない場所が何箇所かあるのですが、環境省等と
の絡みもあるのですぐにというわけにはいかないと思いますが、中継点を設けるような要望が出来ないかと思
っていますので、一度検討して可能であれば関係機関へ働きかけを行っていただきたいと思います。

(座長)

他に意見は無いでしょうか。

特に無いようですので、登山届の義務化につくまはては、今後は事務局でいろいろと内容を検討し、進めて
いっていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に進みたいと思います。

(事務局)

資料説明 3－(3) 現地情報の積極的な提供

(座長)

現在、山小屋のインターネット情報を拝見すると、かなり詳細な情報が載せられています。これらを活用し
て、登山口などで情報を得られれば大変有効であると思います。これを集約してインターネットで提供できれ
ば、登山者がどこの登山道が通れないとか、雪がどの程度残っていてアイゼンが必要であるという情報を知る
ことができ、遭難防止につながると考えられます。

(竹腰)

現在、北アルプスと県警にはホームページがあります。ここで登山届を提出できるようにもなっています。

しかし、ホームページというのは、常に情報を更新していかなければ、登山者は見なくなってきますので、
現時点では更新をする専属の者がいるわけがないので難しいのですが、できる限り更新できるような体制を作

って行ってほしいと思います。また、公的なホームページはバラバラにいくつも作るよりも、一つにまとめて作っていった方が登山者に有効に提供できるのではないかと思います。

(大野)

情報に関しても、他県と情報共有できるかという点につきましても併せてご検討いただきたいと思います。

(袖垣)

登山口のセンターにおいても、現地情報に基づいた指導をしていきたいと思いますが、液晶モニターも旧の指導センターに設置してあったものを取り外してありますので、使えるようであれば、こういったものも活用して情報提供していきたいと考えております。

(座長)

最近では若い登山者も増えてきておりますので、スマホなども活用して提供していければと思いますので、考えて行っていただきたいと思います。

他にご意見は無いでしょうか。

(竹腰)

遭難事故は増加していることから、県でこれほど対応していただくのは大変ありがたいと思っています。

研究会とは少し違うかもしれませんが、私も以前は遭対協の救助隊として活動しており、その時感じたことなのですが、県は、遭難救助や山に関してほとんど県警任せにしており、対応していなかったという感じがしておりました。そして、近年になって防災への事故が発生したり、遭難事故が多発しているということで、こういった研究会を開いて検討していただけることはいいことだと思っておりますが、県の遭対協の会長は副知事となっているのですが、私が救助隊として活動しているときは一度も遭対協の総会には副知事が出席されたことはありませんでした。今は、知事も遭難防止に力を入れていただいておりますので、せっかく山岳に目を向けていただいておりますので、この機会に県遭対協の組織も改正していただけると良いのではないかと考えております。

(座長)

他にご意見はないでしょうか。今後お気づきの点があれば事務局へ連絡いただければと思います。

今まで3回にわたってご議論いただきました内容については、研究会の貴重な意見として、県の方で今後、対策をしっかり行って行っていただきたいと思います。我々も非力ながら協力させていただきたいと思います。

私は、登山者の代表として研究会に参加させていただきましたが、我々登山者のためにいろいろ尽力いただいて大変ありがたいと思っております。未組織に登山者の対応といたしましても、先般、一般の方にも呼びかけ講習会を開催するなど遭難防止に努めており、今後も、安全な登山のための指導や広報をしていきたいと思っております。

それでは、3回にわたり熱心な議論をいただきましてありがとうございました。これで座長の役を降りさせていただきます。

(事務局)

3回の研究会にわたり議論し意見を出していただきまして、一定の方向性が出てきたと思います。

今後はこの方向に向かって県で具体的に詰めていきたいと考えております。

この研究会につきましては、これで区切りと考えておりますが、今後、新たな検討課題が出てきた場合にはご協力をお願いしたいと思います。研究会でいただいた課題につきましては、可能なものは7月の夏山までに準備を進めまして実施したいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いしたいと思います。委員の方々には、1月から忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。これを持ちまして山岳遭難防止研究会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。